

平成29年3月13日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

- | | |
|------------|---------------------|
| ① 日本電気株式会社 | 東京都港区芝5-7-1 |
| ② 大井電気株式会社 | 神奈川県横浜市港北区菊名7-3-16 |
| ③ 富士通株式会社 | 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1 |

2. 指名停止措置期間 : ① 2ヶ月 平成29年3月13日～平成29年5月12日
②③ 1ヶ月 平成29年3月13日～平成29年4月12日

3. 指名停止措置の範囲 : 全域

4. 事実概要

上記の事業者は、中部電力株式会社が発注する特定ハイブリッド光通信装置等の製造販売をめぐる、独占禁止法第3条に違反したとして、平成29年2月15日に公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令（日本電気㈱、大井電気㈱）を受け、また、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象とならない違反事業者（富士通㈱）として公表されたため。

5. 指名停止措置理由

上記4は、「指名停止措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当すると認められる。

「指名停止措置要領」別表第2第5号

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

以上